

拡大教授会

○ 報告事項

1. 総務委員会報告
2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告（総B2号）
3. 全学環境安全管理室等会議・事故災害報告（総B3号）
4. 研究費不正使用の注意喚起（研B4号）
5. 各委員会報告（経B1号）
6. 授業料の改定について
7. 国際卓越研究大学構想策定委員会報告
8. 研究インテグリティ・研究倫理教育について
9. バフワーン会長寄付建物について
10. その他

○ 議題

1. スポーツパフォーマンス科学（エイジェック）寄付研究部門の設置について（研B3号）
2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部とムハンマド・ビン・ザード人文大学との部局間学術交流協定の締結について（教B1号）

教授会

○ 教員人事

准教授	報告	1件
教授	提案	1件
	報告	3件

計5件

委員会関係

教務委員会

財務委員会

・研究支援経費の申請について（経B1号）

教育研究経費委員会

情報基盤委員会

入試委員会

教養教育評価委員会

学生委員会

三鷹国際学生宿舎
運営委員会

図書委員会

前期運営委員会

後期運営委員会

建設委員会

環境委員会

・環境整備について

防災委員会

その他

拡大教授会および教授会議事要旨(案)

日時 2024年4月18日(木) 15:02~17:59
場所 Zoom会議
出席者 247名

議題

○ 報告事項

1. 総務委員会報告

研究科長から、4月4日、4月18日開催の総務委員会について説明・報告があった。

2. 研究科長・学部長・研究所長合同会議等報告

研究科長から、3月12日、4月2日、4月16日開催の研究科長・学部長・研究所長合同会議について、資料(総A1号)(総A2号)(総B2号)に基づき説明・報告があった。

3. 全学環境安全衛生管理室等会議・事故災害報告

環境安全管理室鳥井寿夫室長から、資料(総B2号)に基づき報告があった。

4. 各委員会報告

- ・櫻井英治教務委員会委員長から、令和6年度入学者数について、資料(教B1号)に基づき報告があった。
- ・櫻井英治教務委員会委員長から、令和6年度進学者数について、資料(教B2号)に基づき報告があった。
- ・櫻井英治教務委員会委員長から、2024年度S Semester(S1・S2ターム)定期試験について、資料(教B3号)に基づき報告があった。
- ・櫻井英治教務委員会委員長から、2024年度S Semester(S1・S2ターム)成績報告について、資料(教B4号)に基づき報告があった。
- ・増田建財務委員会委員長から、2024年度における預託金制度について、資料(経B1号)に基づき報告があった。
- ・新井宗仁社会連携委員会委員長から、2024年度S Semester「高校生と大学生のための金曜特別講座」について、説明があった。

5. 1号館改修工事について

増田建副研究科長から、スライド資料に基づき説明があった。

6. その他

- ・研究科長から、2024年度役職者について説明があった。
- ・福島孝治情報ネットワーク室長から、全学無線LAN整備について説明があった。
- ・若杉桂輔教授から、教養教育高度化機構「アクティブラーニングニュースレター」の発行について説明があった。
- ・研究科長から、研究科長室新メンバーについて紹介があった。
(寺田寅彦副研究科長、川喜田敦子副研究科長、道上達男副研究科長、清水剛総長補佐、柳澤実穂研究科長補佐)
- ・事務部長から、事務部異動者について紹介があった。
(木山常人総務課長、関剛施設担当課長、延原和志学生支援課長)
- ・新任教員挨拶があった。

○ 審議事項

1. 2023年度教授会慶弔費支出報告

研究科長から、資料(総B5号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

2. 東京大学大学院総合文化研究科・教養学部 3 教員の任期に関する規則の一部改正について

寺田寅彦副研究科長から、資料(総B6号)に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

3. 東京大学大学院総合文化研究科に置かれる講座の組織を定める内規の一部改正について
寺田寅彦副研究科長から、資料（総B7号）に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。
4. 東京大学における教員の任期に関する規則の一部改正について
寺田寅彦副研究科長から、資料（総B8号）に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。
5. 駒場図書館（Ⅱ期）整備等事業（PFI）について
増田建副研究科長から説明がなされ、審議の結果、了承された。
6. バフワーン会長寄付建物について
増田建副研究科長から説明がなされ、意見交換及び出席者の意見分布を把握するためのアンケートが行われた。
(アンケート結果 賛成：95 反対：61 どちらともいえない：57 白票：11)
7. 研究インテグリティ・研究倫理教育の取り扱いについて
増田建副研究科長から、資料（研B3号）に基づき説明がなされ、審議の結果、了承された。

以下、教授会構成員対象の議題です。

○ 教員人事

准 教 授	提 案	1 件
	報 告	3 件
教 授	報 告	1 件
推 薦	名誉教授	10 件

計 15 件

以上

議題及び資料

-
- | | |
|----------|----|
| 01 学内外情勢 | 総長 |
|----------|----|
- (資料1) 学内外情勢
-
- | | |
|---------------------|-------|
| 02 広報・コミュニケーション活動報告 | 河村執行役 |
|---------------------|-------|
- * 報告**
(資料2) 広報・コミュニケーション活動2023年度ハイライト
-
- | | |
|----------|------|
| 03 授業料関係 | 相原理事 |
|----------|------|
- * 審議**
(資料3) 3-1:授業料について(説明資料)(部局長限り)、3-2:授業料について(スケジュール)(部局長限り)
-
- | | |
|----------------------------------|------|
| 04 AI-RAN アライアンスへの「創立メンバー」としての参画 | 相原理事 |
|----------------------------------|------|
- * 報告**
(資料4) AI-RAN アライアンスへの創立メンバーとしての参画について
-
- | | |
|---------------------------------|------|
| 05 株式会社大和証券グループ本社とのパートナーシップ協定締結 | 津田理事 |
|---------------------------------|------|
- * 報告**
(資料5) 国立大学法人東京大学と株式会社大和証券グループ本社との間におけるパートナーシップ協定(科所長会議限り)
-
- | | |
|-----------------------------------|------|
| 06 三菱UFJフィナンシャルグループとのパートナーシップ協定締結 | 津田理事 |
|-----------------------------------|------|
- * 報告**
(資料6) 国立大学法人東京大学と株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループとの間におけるパートナーシップ協定(科所長会議限り)
-
- | | |
|-------------------------|------|
| 07 マルハニチロ株式会社との基本合意書の締結 | 津田理事 |
|-------------------------|------|
- * 報告**
(資料7) 国立大学法人東京大学とマルハニチロ株式会社との間における基本合意書(科所長会議限り)
-
- | | |
|---|------|
| 08 東京大学サステイナブルキャンパスプロジェクト(TSCP)の現状と2024年度計画 | 相原理事 |
|---|------|
- * 報告**
(資料8) 東京大学サステイナブルキャンパスプロジェクト(TSCP)の現状と2024年度計画
-
- | | |
|--|------|
| 09 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の教員選考段階における確認等 | 相原理事 |
|--|------|
- * 報告**
(資料9) 9-1:学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする懲戒処分歴等の教員選考段階における確認等について、
9-2:セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取組の更なる推進について(通知)
-
- | | |
|---|------|
| 10 ～UTokyo Climate Action の推進～東京都創エネ助成金交付申請に基づく採択結果 | 相原理事 |
|---|------|
- * 報告**
(資料10) ～UTokyo Climate Action の推進～東京都創エネ助成金交付申請に基づく採択結果について(報告)
-
- | | |
|-------------------------------------|------|
| 11 研究設備・機器の共用推進に関する検討ワーキング・グループの報告書 | 齊藤理事 |
|-------------------------------------|------|
- * 報告**
(資料11) 東京大学における研究設備・機器の共用の在り方について
-
- | | |
|-------------------------------|-----|
| 12 東京フォーラム2024の開催とセッション企画案の公募 | 林理事 |
|-------------------------------|-----|
- * 報告**
(資料12) 東京フォーラム2024の開催について
-
- | | |
|-------------------|------|
| 13 150周年記念事業の進捗報告 | 津田理事 |
|-------------------|------|
- * 報告**
(資料13) 150周年記念事業企画調整委員会活動進捗報告
-
- | | |
|------------------------------------|------|
| 14 能登地方を震源とする地震に関する本学の取組みのホームページ公開 | 津田理事 |
|------------------------------------|------|
- * 報告**
(資料14) 能登地方を震源とする地震に関する本学の取組みのホームページ公開について
-

議題及び資料

15 中央食堂における生理用品設置状況報告

林理事

*** 報告**

(資料15) 中央食堂 生理用品設置概要・実施状況

16 令和6年度総長補佐の担当事項

津田理事

*** 報告**

(資料16) 16-1:令和6(2024)年度補佐会名簿、16-2:令和6年度総長補佐が担当(出席)する室・委員会等一覧

17 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等

齊藤理事

*** 報告**

(資料17) 寄付講座、社会連携講座及び国立研究開発法人連携講座等の設置等

18 その他

津田理事

(1) 第23回ホームカミングデイ

(資料18) 18-1:第23回東京大学ホームカミングデイ実施案、18-2:第23回ホームカミングデイ参加意向調査について(依頼)

●この後、名誉教授選考委員会が開催されます。

【(参考)出席者:研究科長、学環長、研究所長】

2024年5月全学環境安全管理室等会議・事故災害報告(要約)

・不休業事故・災害

- 23343F** D2(男性:26歳);カッターナイフを用いプラスチックプレートを裁断中、勢い余って左手人差し指の指先を切創した。防刃手袋などは着用していなかった。
- 23346F** M1(男性:24歳);バス乗車中に転倒し、右手小指・末端骨を骨折した。立ったまま乗車し、荷物も多く手すりにも掴まっていなかった。
- 23350F** 研究員(男性:28歳);手術部位を洗浄中、患畜(犬)が暴れてエリザベスカラーが取れてしまったため腕を噛まれた。保護手袋を着用していなかった。
- 23351F** 事務職員(男性:45歳);約 50kg のプリンターを床から持ち上げた際、腕に肉離れを起こした。
- 23353F** 看護師(女性:56歳);急に脱力した患者を片手で支えた際、左前腕内側から第4・5指に疼痛としびれが生じた。
- 24402F** 技術専門職員(男性:43歳);歩行中、スロープの鉄柵に気づかず太ももを強打し、前方へ回転するように転倒。太ももに筋挫傷を負った。夜間で周辺に照明もなく、スロープや鉄柵が見えにくかった。
- 24404F** 特任助教(女性:37歳);階段を降りている際に踏み外して転倒し、右足首を捻挫した。
- 24411F** 准教授(男性:51歳);濡れた石畳と強風により転倒し、後頭部を強打した。
- 24412F** 技術補佐員(女性:40歳);猫の診察中にエリザベスカラーを着用しようとしたところ、手指を咬まれた。牛革の猫手袋をしていたが、貫通して咬傷を負った。
- 24413F** 事務職員(女性:45歳);脚立の上で作業中にバランスを崩して落下し、尾てい骨を打撲した。
- 24415F** 一般技術職員(男性:48歳);馬に不用意に近づいたため、頸部を噛まれ擦傷を負った。長袖や首元へのタオルの着用をしていなかった。
- 24417F** M1(男性:22歳); 40kg ほどの鉄板を床に置く際に右手の人差し指を挟んだ。保護手袋は着用していなかった。
- 24419F** M2(女性:24歳);ディスプレイメンブレンをシリンジに接続して溶液をろ過しようとしたところ、圧力をかけすぎてメンブレンとシリンジの接続部が外れたため溶液が飛散し、顔にかかった。

・通勤災害

- 23345J** 特任准教授(男性:34歳);自転車で走行中、ハンドルに掛けていた傘がフロントホイールに挟まって転倒。擦傷と打撲を負った。
- 23348J** 助教(男性:30歳);自転車で歩道を走行中、運転を誤って転倒。左頭部に切傷、擦傷、打撲を負った。風が強い中で疲労感もあった。ヘルメットは着用していなかった。(休業1日)
- 24003J** 事務職員(女性:51歳);駅の階段を上っている際に躓いて転倒し、階段の縁に額を打ち付け出血した。(休業4日)
- 24010J** 事務職員(女性:50歳);歩行中、横から倒れてきた自転車と運転者を支えた際にハンドルが左肋骨にぶつかり打撲。

・その他

- 24005S** M1(男性:23歳);研究室の歓迎会において、過度の飲酒により救急搬送された。

・人的被害なし、設備災害でない小火あり

- 23300Nf** ディープフリーザーの電源プラグと壁コンセントが炭化した(火災認定)。3P-2P 変換アダプタを使用していた。
- 23347Nf** オイルヒーターを古いテーブルタップに接続し、長時間使用していたところ、テーブルタップのスイング式のプラグが焦げた(火災認定)。ヒーターの取扱説明書には「テーブルタップ使用不可」との記載あり。

24014Nf 研究室内の配置換え中、机裏側のコンセントに焦げ跡を発見した(火災認定)。

・ 人的被害なし、設備災害でない機器・施設損傷あり

23310Nd エアコンから漏水し、直下階まで浸水した。排水配管の経年劣化(堆積錆)によるもの。

23344Nd 冷凍庫の配線のショートにより漏電が発生した。経年劣化によるものか。

23349Nd 車両一台分の幅しかない坑道を公用車で移動中、対向車が来たため後進したところ、車両の後部側面が壁にぶつかり破損した。坑道は照明がなく非常に暗く、壁までの距離の把握が困難であった。

24008Nd 荷台が上がったままの状態でダンプを移動し、畜舎入口上部の柵にぶつけて曲げてしまった。

24016Nd 電動三輪車で地下坑道をバック走行中、坑道側面にある真空ダクトベローズカバーと接触。カバー並びに電動三輪車のフロントウィンドウを損傷した。坑道内は照明が届かないところがある。

・ 人的被害なし、設備災害でない有害物（臭）流出あり

24009Nl tert-ブチルメルカプタンを用いた有機合成実験の後処理の過程で、臭気が実験室外廊下まで広がった。当該化学物質の付着した器具をドラフトチャンバー外で扱ったことによる。

以上 教養学部等環境安全管理室

研究費の不正使用の注意喚起

過去に不正認定された事例に学び、不正使用とにならないように注意しましょう。

<実体と異なる旅費編>

名古屋大学で発生した事例（再掲載）

- ✖ 教員は、自ら又は学生等の出張について、申請した内容の出張を実際には全く行わなかったり、申請した用務先、出張期間、交通手段、宿泊施設と異なる出張を実際には行ったりしたにもかかわらず、申請した内容の出張報告をし、架空又は過大な旅費を支出させた。292件、11,312,228円の不正支出があった。

筑波大学で発生した事例

- ✖ 教員は、学生3名を帯同した出張に際し、学生を自家用車に同乗させ出張したにも関わらず、学生を含めた全ての旅費請求において公共交通機関を利用したように装い、過大な旅費を支払わせた。
また、当該教員は、帯同した学生の宿泊費を自身で立て替え、学生に支払われた交通費等を含む全ての旅費を現金で手渡すよう指示し、実際に現金を受領した。

信州大学で発生した事例

- ✖ 教員は、出張の必要がない旅費申請や、宿泊数を水増しした旅費申請を行い、申請どおりに実施した旨の虚偽の旅行完了報告を提出し、不正に旅費を取得していた。
教員は旅費申請を行う際に添付する資料として、存在しない研究会の開催要項やその研究会で使用したとするプレゼン資料を偽造する形で不正に経費を取得していた事案もあった。

京都大学で発生した事例

- ✖ 教員が、都内での用務を行うにあたり、都内の自宅から移動したにもかかわらず京都を起点とする旅費の請求を行った。

【補足】

旅費は、実態を踏まえて支給されるものです。計画を変更した場合は、報告時に適切に申告をしてください。

文科省 HP に記載されている過去の研究機関における不正使用事案

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

研究支援経費(間接経費)の取扱いについて

研究支援経費(間接経費)は、直接経費で実施される研究を維持するための、人件費、光熱水料、建物等維持管理費などに使われており、余裕がない状況にある。しかしながら、当該研究を行うためには施設の改修等直接経費では執行することのできない経費が発生する場合もあるため、以下の場合に限り、財務委員会の承認のもとで、研究代表者等に研究支援経費を配分することとする。

記

(目的)

- 1 研究を円滑に遂行するため、一定の制限内で研究支援経費を配分する。

(対象研究費)

- 2 科学研究費助成事業、受託研究、共同研究等、間接経費(研究支援経費)が計上されている全ての研究費を対象とする。ただし、寄附金は除く。

(申請者)

- 3 各研究課題の研究代表者等が申請手続きを行う。申請者(特任教員、特別研究員含む)は以下のいずれかであること。
 - ・本研究科着任後3年度以内(申請時)の者
 - ・大型プロジェクト研究(原則として1プロジェクトにつき当該年度の直接経費3,000万円以上)の代表者

(支援対象)

- 4 効果的かつ効率的に研究を行うために必要な経費を対象とする。詳細については、別紙「研究支援経費の申請にあたって」のとおり。

(申請限度額)

- 5 原則、各研究課題の当該年度に採択(配分)された間接経費(研究支援経費)の1/5の範囲内。ただし、申請総額が300万円を超える場合には、予め財務委員長と協議した上で申請すること。

(申請方法)

- 6 研究支援経費の申請を希望する者は、11月末までに別紙申請書に記入のうえ財務委員長宛(提出先:経理課財務チーム)に申請すること。ただし、本研究科着任が11月1日以降の場合には別途経理課財務チームに相談すること。また、大規模な施設改修等、原状復帰に多額の経費を要すると見込まれる申請の場合には、必ず事前に専攻・系・部会の上で了承を得ておくこと。

(決定方法)

- 7 原則、財務委員会にて12月に審議を行い決定する。

この取扱いは、令和1年10月1日から適用する。

研究支援経費の申請にあたって

研究支援経費の申請にあたっては、効果的かつ効率的に研究を行うために必要な経費（実験機器等購入・修理、研究のための施設改修、非常勤教職員人件費（当該競争的資金等に関連する業務を担当し、かつ研究期間終了後の人件費予算確保ができる場合のみ可））を申請くださいますようお願いいたします。当該競争的資金等の直接経費（以下「直接経費」という。）にて執行が可能なもの及び生活環境の向上が目的のものに関しては、支援の対象外となる場合がありますのでご注意願います。

【留意事項】

1. 以下の事例については、原則、直接経費にて申請願います。

- ・ パソコン及び周辺機器（ハードディスク、プロジェクター、モニター、キーボード等）
- ・ 消耗品（文房具、コピー紙等）

ただし、直接経費で執行できない理由（当該競争的資金等のルールにより執行が不可等）がある場合には支援対象とします。予算の都合上、直接経費で申請できない等の理由は認められません。

2. 以下の事例のうち、生活環境の向上が目的のものは支援の対象外とします。

- ・ 掃除機
- ・ 空気清浄機（除湿器・加湿器含む）
- ・ 冷蔵庫（冷凍庫を含む）
- ・ 電子レンジ

ただし、研究のために必要であることが明確に説明できるものは支援対象とします。

3. 以下の事例については、研究用設備として支援対象とします。

- ・ 実験機器設置のための配管等の工事
- ・ 実験室等研究施設の空調設備
- ・ 実験室等研究施設の借用
- ・ ネットワーク環境の整備
- ・ 机、椅子、書架、ホワイトボード

（ただし、机や椅子については、生活環境の向上が目的と思われる高価な物品を支援の対象外とする場合があります。）

申請にあたっては、上記の留意事項を踏まえ、内容を精査し、疑義の生じる要求については、要求内容にその理由を明記してご提出願います。

令和 年度 研究支援経費申請書

申請者所属：
 申請者役職：
 申請者氏名：
 着任年度：
 内 線：
 E-mail：

獲得した競争的資金の種類及び間接経費の総額	<input checked="" type="radio"/> 科研 ・ <input type="radio"/> 受託研究 ・ <input type="radio"/> 共同研究 ・ <input type="radio"/> NEDO ・ <input type="radio"/> その他()	
	課題番号 又は プロジェクト番号	
	配分された間接経費の額 (研究支援経費申請年度に配分される間接経費の総額)	円
申請事項		
申請額 ※間接経費の額の1/5が上限	円	
専攻・系・部会の上承 (大規模修繕の場合のみ記入)	有	無

(所要額積算内訳)

事 項	所 要 額			備 考
	単 価	員 数	金 額	
要求分	円		円	
(※プルダウンメニューより選択願います。)	1,000	1	1,000	
(※プルダウンメニューより選択願います。)	2,000	3	6,000	
(※プルダウンメニューより選択願います。)	3,000	4	12,000	
(※プルダウンメニューより選択願います。)	5,000	1	5,000	
(※プルダウンメニューより選択願います。)	6,000	3	18,000	
(※プルダウンメニューより選択願います。)	500	1	500	
自己負担分 ●●ほか			0	
申請額			42,500	申請額に誤りがあります
負担額			0	自己負担額があればその額を記載
合計			42,500	※税込
備考 (配分希望先)				

1. 獲得した競争的資金の申請書中、間接経費の額が記載されている頁のみ、写しを添付すること。※大型プロジェクト研究で申請する場合のみ。
2. 獲得した競争的資金毎に作成すること。
3. 備考欄への理由記載を行う場合、具体的かつ簡明に記載すること。(欄が足りない場合、別紙記載とすること。)
4. 見積書やカタログ等、申請額が客観的に判断できるものを必ず添付すること。
5. 消費税込みの金額とすること。

(別紙)

品目	空気清浄機 除湿器・加湿器含む
<i>(上記で/その他を選択した場合、この欄に具体的な品目を記載願います)</i>	
理由	研究目的として必要とする理由
(以下、記載)	

駒場 I キャンパスの環境整備について

日時：令和6年 6月11日（火） 14:00~15:30

（雨天時は6月12日（水）に延期）

普通ゴミ：分別し、所定の集積所(6か所)にて回収

粗大ゴミ：18号館西側、数理科学研究科棟東側（駐車場）

パソコン等：18号館西側のみ

落ち葉：バイオネスト 計15か所

※ごみの回収は天候に関わらず6月11日のみとなります

※当日まで持ち込まないようお願いいたします



【パソコン等の廃棄】

必ずハードディスク・メモリーは**消去・破壊**し、**再生不可能な状態**にして廃棄してください。

【廃棄をお断りするもの】

- ・ **液体が入ったまま**の容器
- ・ **ガスが入ったまま**のスプレー缶
- ・ **トナーカートリッジ**

【機密書類の廃棄処理】

当日併せて実施予定です。後日、経理課用度チームから通知があります。

【放置自転車の処理】

構内の放置自転車の整理（撤去）も実施します。

新しい大学モデルの構築 — 東京大学の新たなグランドデザイン

東京大学憲章

-世界の公共性に奉仕する大学-



UTokyo Compass ~ Core Values

対話：点と点をつなぐ、地球規模の複雑な社会課題に挑むデザイン

(Connecting the Dots to Tackle Complex Global Problems)

多様性と包摂・グローバル化：

多様な人々が集い、対話を通じて新たな学知を生み出す

(Creating New Knowledge through Dialogue among Diverse People)

世界の誰もが来たくなる大学：

DX・GXを駆使して構成員がのびのびと活躍できる場を創る

(DX・GX to Realize Sustainable and Ideal Workplace)

新しい大学モデルの構築

— 東京大学の新たなランドデザイン

東京大学憲章

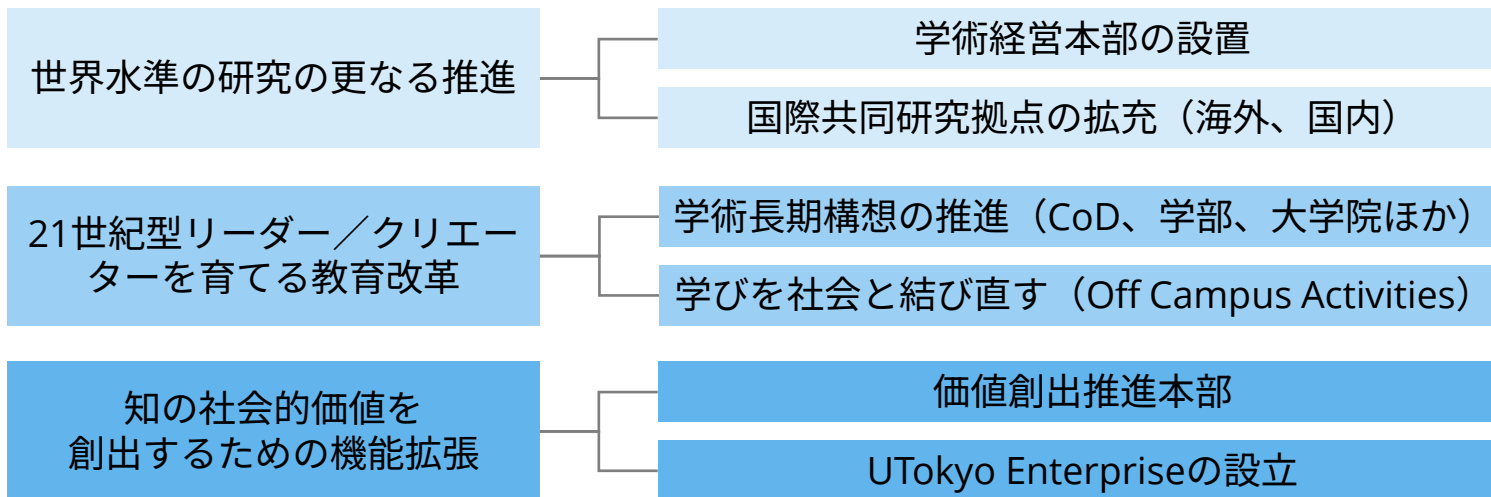
UTokyo Compass

D & I (教育・研究・業務運営・キャンパス環境)
グローバル化 / DX・GXの推進

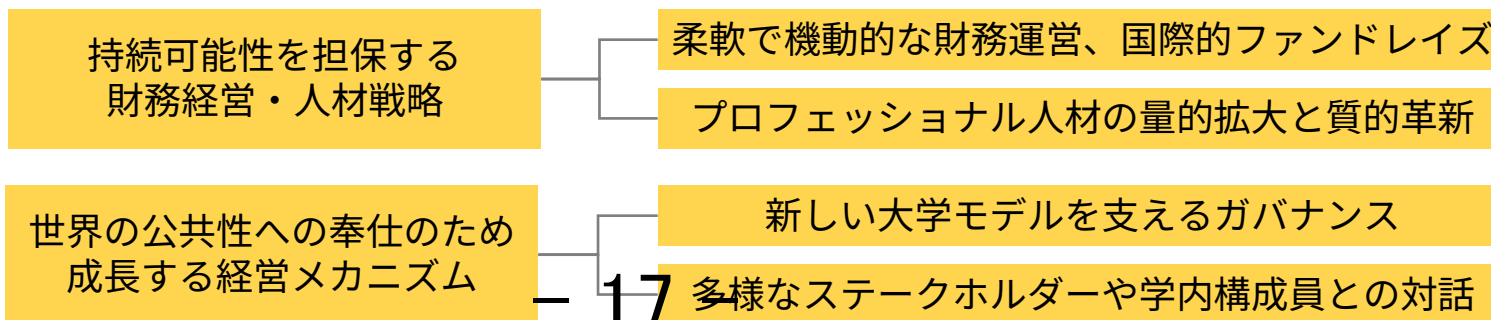
基本方針

主要施策

知・人・場3つの視点による価値創造戦略



価値創造を可能にする成長可能な経営メカニズムの構築



Innovative Research Pillars + Interdisciplinary & Complex Problems

(2024年5月 日 総合文化研究科教授会承認時点) (寄付講座等様式)
【新規】

東京大学スポーツ先端科学連携研究機構 (大学院総合文化研究科・教養学部)
「スポーツパフォーマンス科学 (エイジェック)」寄付研究部門の概要

1. 設置年月日 (設置期間)	2024年8月1日 (2024年8月1日～2027年7月31日) 3年間
2. 部局名	東京大学スポーツ先端科学連携研究機構 (東京大学大学院総合文化研究科・教養学部)
3. 寄付講座等の名称	(和文) スポーツパフォーマンス科学 (エイジェック) 寄付研究部門 (英文) Sports performance science (Agekke)
4. 寄 附 者	株式会社エイジェックグループ 代表取締役社長 古後昌彦
5. 寄附者の概要	(1) 設立年月日 2001年9月26日 (2) 資本金 1,000万円 (2024年4月30日現在) (3) 収 益 1,216億円 (2023年度実績) (4) 従業員数 18,800人 (2024年4月30日現在) (5) 事業の内容 (概略) 「人材の総合プロデュース企業」として人と企業を総合的にサポート
6. 寄 附 金 額	総 額 90,000,000円
7. 寄附方法及び時期	現金で納入 (分割) 2024年9月 30,000,000円 2025年9月 30,000,000円 2026年9月 30,000,000円
8. 担当教員	特任教授 (兼務) 野崎 大地 特任助教 (予定) 1名選考中
9. 研 究 目 的	スポーツ科学の領域において、最先端テクノロジーの活用や神経科学を融合し、身体運動スキルと心身コンディションを最適化するシステムを開発する。
10. 研究内容・研究課題	スポーツ選手はパフォーマンスを最大化するという共通目標がある。この目標に近づくために、日々のトレーニングによる身体資源と運動スキルの向上および心身の状態最適化を目指している。本研究はエイジェックのスポーツ科学施設をフィールドとして、プロから発育発達期の子供を対象に、運動スキルと心身コンディションの計測評価、トレーニング方法について研究し、最終的にそれらを最適化するための新たなシステムを開発する。
11. 期待される成果	本研究によって開発される運動スキルや心身のコンディションを最適化するための最新システムは、スポーツパフォーマンスの最大化に貢献することに留まらず、障がいがある人、高齢者から子どもまで、多様な層の well-being の実現に貢献することが期待される。

部局教授会等承認年月日

総合文化研究科(主管部局)	令和6年5月	日	承認
医学系研究科	令和6年5月	日	承認
工学系研究科	令和6年5月	日	承認
農学生命科学研究科	令和6年5月	日	承認
教育学研究科	令和6年5月	日	承認
薬学系研究科	令和6年5月	日	承認
数理科学研究科	令和6年5月	日	承認
新領域創成科学研究科	令和6年5月	日	承認
情報理工学系研究科	令和6年5月	日	承認
情報学環	令和6年5月	日	承認
医科学研究所	令和6年5月	日	承認
生産技術研究所	令和6年5月	日	承認
定量生命科学研究所	令和6年5月	日	承認
先端科学技術研究センター	令和6年5月	日	承認
未来ビジョン研究センター	令和6年5月	日	承認
情報基盤センター	令和6年5月	日	承認

国際交流協定覚書締結計画書

提出年月日: 2024/4/24

担当部局名: 総合文化研究科

1.相手大学(機関)			
名称	日本語	ムハンマド・ビン・ザーイド人文大学	
	英語	Mohammed Bin Zayed University for Humanities	
	当該国語 ※任意	جامعة محمد بن زايد للعلوم الإنسانية	
地域/国名	中近東	アラブ首長国連邦	
設立年	2020	年設立	
設置形態	公立		
URL	https://www.mbzuh.ac.ae/en/		
組織及び規模(学部・研究所、学生・研究者の数等)	学部数: 3(イスラム学部(College of Islamic Studies)、人文教養学部(College of Arts and Humanities)、高等教育科学研究学部(College of Higher Education and Scientific Research)学生数: 約1100名(内、大学院生 約240名) 図書館のほかメディアセンターを併設している。2022年に高等教育科学研究学部が設立され、従来他学部で行われていた修士・博士課程を同学部の下で統一的に扱うこととなった。		
相手国内における大学(機関)としての評価	ムハンマド・ビン・ザーイド人文大学はUAEを構成するアブダビ首長国の公立大学で、同首長国における宗教教育全般を監督し、ひいては首長国全体における宗教教育の在り方を監修する立場を保持している。		
その他(特色等があれば記入)	中東の宗教教育全般で権威のあるモロッコのムハンマド5世大学(University Mohammed V-Agdal)の分校として設立された教育機関に源を発し、2020年に完全分離して建学された。イスラム学、言語学、哲学、アラブ文学に特化した教育、研究活動に特色がある。		
2.協定の内容			
今回締結を希望する協定等の種類、名称等			
協定の種類:	部局協定		
協定名(英語):	Memorandum of Understanding and Cooperation between Mohamed bin Zayed University for Humanities – United Arab Emirates and Graduate School of Arts and Sciences, College of Arts and Sciences, The University of Tokyo – Japan		
協定名(英語以外):	アラビア語でも締結予定		
関係部局名:			
同時締結を希望する覚書の種類、名称等			
覚書の種類:	▼リストから選択		
覚書名(英語):			
覚書名(英語以外):			
関係部局名:			
交流分野			
地域研究、アラビア語教育			
交流内容(該当するものに○)			
学生交流	<input type="radio"/>	講義、講演、シンポジウムの実施	<input type="radio"/>
教員・研究者交流	<input type="radio"/>	学術情報及び資料の交換	<input type="radio"/>
職員交流		その他	→()
単位互換			
ダブル・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
ジョイント・ディグリー		→取得できる学位の種類:	
共同研究	<input type="radio"/>		
受入に伴う奨学金支給			
授業料相互不徴収		→人数(年): 人(人/学期) [学部生/大学院生]	

3.締結目的および期待される成果	
ムハンマド・ビン・ザーイド人文大学(Mohamed Bin Zayed University for Humanities, MBZUH)はイスラム学部、人文教養学部及び高等教育科学研究部(大学院)の3学部を設け、イスラム学、言語学、哲学アラブ文学を中心として教養(arts)を教育の柱としている。各分野にまたがる大学院レベルの教育については、高等教育科学研究部が統括している。人文科学のコンテキストで宗教学を中心に学生を育てる試みのほか、近年では社会科学部(the College of Social Sciences)を設立する計画も始動している。その様な教育内容に照らし、MBZUHは大学院総合文化研究科・教養学部グローバル地域研究機構中東地域研究センター(UTCMES)のカウンターパートに相応しい位置づけを有している。また、MBZUHはアラビア語教育の普及と国際的な協力にも力を入れており、UTCMESが力を入れるアラビア語教育の充実を図る意味でも将来的に協力し得るパートナーである。	
4.これまでの経緯(これまでの準備状況、交流実績等)	
2023年3月、東京大学大学院総合文化研究科・教養学部グローバル地域研究機構中東地域研究センター(UTCMES)の高橋英海教授・同センター長を団長とする訪問団がMBZUHを訪問し、宗教学や哲学、アラビア語学、および図書館収蔵資料の情報共有について意見交換を行った。その際、相互の学術・人物交流の強化を目指してMOUを結ぶことが提案され、MBZUHは総合文化研究科・教養学部におけるUTCMESのカウンターパートに相応しい位置づけを有していることから、高橋センター長の指示のもと、UTCMESメンバーの森元誠二客員教授を窓口、鈴木啓之特任准教授と木村風雅特任助教を受入担当として先方とのMOU締結に向けて詰め協議を行っている。	
5.締結までのスケジュール(担当・関係部局承認予定日等)	
2024年5月16日の教授会での部局承認に向けて準備を進めている。 先方は署名準備が整い次第、2024年前半にも学長をヘッドとする訪問団を日本に派遣し、駒場で署名式を行う用意があるとしている。また、6月にはMBZUH学生訪問団の訪日が計画されている。	
6.実施責任体制	
責 任 者 真船文隆(総合文化研究科長・教授) (担当部局長): 幹事教職員: 高橋英海(総合文化研究科教授・中東地域研究センター長) (実務担当: 鈴木啓之特任准教授、木村風雅特任助教)	
7.相手側の対応組織	
責 任 者 H.E. Dr. Khalifa Mubarak Al Dhaeri(学長) (担当部局長): 幹事教職員: Assoc. Prof. Sterling Jensen(Collge of Arts and Humanities 教授)	
8.資金計画	
スルタン・カブース・グローバル中東研究寄付講座の資金を利用する。	
9.同一校(機関)との交流の有無	
<input type="checkbox"/> 有 協定の種類: ▼リストから選択 担当部局: ▼部局名選択 締結年月: 年 月 (最終更新年: 年)	
<input checked="" type="checkbox"/> 無	
10.その他特記事項	
本件担当部局事務	
部 局 名 :	総合文化研究科
部 署 名 :	国際研究協力室
担 当 者 名 :	織田佐由子
Email :	irco-komaba@adm.c.u-tokyo.ac.jp



**Memorandum of Understanding and
Cooperation
Between
Mohamed bin Zayed University for
Humanities
– United Arab Emirates**

And

**Graduate School of Arts and Sciences,
College of Arts and Sciences,
The University of Tokyo
- Japan**

مذكرة تفاهم وتعاون

بين

جامعة محمد بن زايد للعلوم الإنسانية

– الإمارات العربية المتحدة

و

كلية الدراسات العليا للآداب والعلوم وكلية الآداب

والعلوم في جامعة طوكيو

– اليابان

On the day [.....], the understanding was reached between:

Mohamed bin Zayed University for Humanities, located in the United Arab Emirates, P.O. Box: 106621, and represented in the signature of this memorandum by H.E. Dr. Khalifa Mubarak Al Dhaheri - University Director, hereinafter referred to as the "First Party" and the

Graduate School of Arts and Sciences/College of Arts and Sciences, The University of Tokyo, 3-8-1 Komaba, Meguro-ku, Tokyo, 153-8902, Japan, and represented in the signature of this memorandum by Prof. Dr. Fumitaka Mafune – Dean of the Graduate School of Arts and Sciences and College of Arts and Sciences, hereinafter referred to as the "Second Party".

They will be referred to individually as "Party" and collectively as "Parties".

إنه في يوم / / 2024، جرى التفاهم بين:

جامعة محمد بن زايد للعلوم الإنسانية، وعنوانها: دولة الإمارات العربية المتحدة، ص.ب: 106621، يمثلها في التوقيع على هذه المذكرة سعادة الدكتور خليفة مبارك الظاهري – مدير الجامعة، ويشار إليها فيما بعد بالطرف الأول.

كلية الدراسات العليا للآداب والعلوم و كلية الآداب والعلوم في جامعة طوكيو – اليابان ، ص.ب: 3-8-1 Komaba, Meguro-ku, Tokyo, 153-8902، يمثلها في التوقيع على هذه المذكرة سعادة الأستاذ دكتور فوميتاكا مافون – (عميد كلية الدراسات العليا للآداب والعلوم و كلية الآداب والعلوم) ، ويشار إليها فيما بعد بالطرف الثاني.

يشار إليهما فيما بعد منفردين بـ "الطرف"، ومجتمعين بـ "الطرفين/ الطرفان".

تمهيد:

- لَمَّا كَانَ الطرفُ الأولُ مؤسسةً تعليميةً حكوميةً مستقلةً، أنشئت في إمارة أبو ظبي بموجب القانون رقم (20) لسنة 2020، تهدف إلى دعم مسيرة التنمية والتطوير والبحث العلمي في دولة الإمارات العربية المتحدة، وتطمح إلى أن تكون مركزاً أكاديمياً مرموقاً على مستوى العالم في مجال العلوم الإنسانية والاجتماعية والفلسفية، وتقديم الإسلام والثقافة العربية بطريقة حضارية، تقوم على نشر فضائل التسامح والمحبة واحترام حقوق الإنسان وإعلاء قيم الاعتدال والوسطية والانفتاح على ثقافات العالم المختلفة وشعوبه.

- في حين يعين الطرف الثاني مركز جامعة طوكيو لدراسات الشرق الأوسط (UTCMES) ممثلاً له، كون المركز مؤهلاً ومجهزاً جيداً ليكون شريكاً للطرف الأول في تنفيذ التعاون المنصوص عليه في هذه المذكرة. وحيث يرغب الطرفان في بناء أواصر التعاون والتنسيق بينهما، ويهدف وضع إطار عام لهذا التعاون والتنسيق يحدد مجالاته وينظم آلياته، فقد اتفق الطرفان على إبرام هذه مذكرة تفاهم.

المادة الأولى (مقدمة المذكرة):

يُعدُّ التمهيد السابق وأيُّ ملحق يتفق الطرفان على إرفاقه بها جزءاً لا يتجزأ منها ويُقرأ معها.

Introduction:

-As the First Party is an independent government educational institution established in the Emirate of Abu Dhabi by Law No. 20 of 2020, aiming to support the development, progress, and scientific research in the United Arab Emirates, and aspiring to become a prestigious academic center worldwide in the fields of humanities, social sciences, and philosophy, as well as presenting Islam and Arab culture in a civilized manner based on promoting virtues of tolerance, love, respect for human rights, and upholding the values of moderation, centrism, and openness to different cultures and peoples worldwide.

-While the Second Party designates the University of Tokyo Centre for Middle Eastern Studies (UTCMES) as its representative, the Center being qualified and well-equipped to be a partner of the First Party to implement the cooperation stipulated in this Memorandum. Considering the mutual desire of both parties to build bonds of cooperation and coordination, and with the aim of establishing a general framework for this collaboration and coordination, outlining its areas and regulating its mechanisms, the parties have agreed to conclude a Memorandum of Understanding and Cooperation as follows:

Article 1: Introduction to the Memorandum:

The preceding preamble and any annex agreed upon by the Parties shall be an integral part of this Memorandum and shall be read in conjunction with it.

Article 2: Purpose of the Memorandum:

This Memorandum aims to establish a general framework within which the Parties can develop and undertake collaborative activities to realize the fruitful cooperation between the Parties in areas of common interest, enabling both Parties to fulfill their responsibilities within the framework of this Memorandum. The Memorandum is based on the agreed-upon areas of cooperation outlined below.

Article 3: Areas of Joint Cooperation:

The Parties, within their available capacities and in accordance with their respective laws and legislation applicable to each party without being subject to the laws of the other party's country, shall collaborate in the following areas:

- Exchange of faculty, researchers, and students.
- Exchange of expertise and experiences in areas of mutual interest.
- Conducting studies, research, and articles in shared fields of interest and publishing them in respective journals and publications.
- Organizing seminars, scientific and cultural events, conferences, and discussions on topics of mutual interest, particularly in the fields of Islamic history, Arabic language, Arab studies, arts, and culture.
- Exchange of publications, books, journals, publications, and research, whether in Arabic or any other available language.
- Exchange of reciprocal visits, organizing cultural and scientific activities, and creating initiatives to enhance awareness related to them.
- Any other areas of cooperation agreed upon by the Parties.

المادة الثانية (الهدف من المذكرة):

تهدف هذه المذكرة إلى إنشاء إطار عام يمكن للطرفين من خلاله تطوير وتنفيذ أنشطة تعاونية لتحقيق التعاون المثمر بين الطرفين في المجالات ذات الاهتمام المشترك، مما يمكن كلا الطرفين من الوفاء بمسؤولياتهما في إطار هذه المذكرة. بشأن مجالات التعاون المتفق عليها والمبينة أدناه.

المادة الثالثة (مجالات التعاون المشتركة):

يتعاون الطرفان، في حدود قدراتهما المتاحة ووفقاً لقوانينهما وتشريعاتهما المطبقة على كل طرف دون الخضوع لقوانين دولة الطرف الآخر، في المجالات التالية:

- تبادل أعضاء الهيئة التدريسية والباحثين والطلبة.
- تبادل الخبرات والتجارب في المجالات ذات الاهتمام المشترك.
- إنجاز الدراسات والبحوث والمقالات في المجالات المشتركة، ونشرها في المجلات والإصدارات التابعة لكل منهما.
- تنظيم الندوات والفعاليات العلمية والثقافية، وعقد المؤتمرات والمناقشات حول المواضيع ذات الاهتمام المشترك.
- تبادل الإصدارات والكتب والدوريات والمنشورات والبحوث، سواءً باللغة العربية أو بأية لغة أخرى متوفرة.
- تبادل الزيارات التعارفية، وإقامة الأنشطة الثقافية والعلمية، وخلق مبادرات لتعزيز الوعي المتعلق بها.
- أية مجالات تعاون أخرى يتفق عليها الطرفان كتابياً.

Article 4: Coordination:

Each Party shall appoint one or more coordinators responsible for coordinating, communicating, and monitoring the implementation of joint projects to effectively activate this Memorandum between the Parties.

Article 5: Public Announcements

The Parties acknowledge the merits of positive publicity but they recognize that neither party shall make any media announcement or public statement related to this Memorandum which has not been agreed in advance by the other party. Neither Party shall use the name of the other Party for any purpose, whether in press statements or in any advertisements or other forms of promotion, without the prior written consent of the other Party.

Article 6: Intellectual Property Rights:

- Each Party retains the intellectual and literary property rights associated with works and materials that it owned before the signing of this Memorandum.
- The use of all intellectual property rights, such as the name and logo, belonging to either Party, is subject to the written consent of the Party that owns them. The Parties may regulate this use by signing a separate agreement for this purpose.
- In the event that intellectual property arises as a result of activities related to this Memorandum or has a direct connection to it, the Parties shall negotiate fair and reasonable terms for the use, ownership, licensing, and acknowledgment of such intellectual property. These terms shall be proportionate to the specific contribution of each Party, unless otherwise agreed upon in writing between the Parties.

المادة الرابعة (التنسيق):

يُسَيَّرُ كُلُّ طرفٍ منسَّقًا أو أكثر تُناطُ به مَهْمَةُ التنسيق والاتصال ومتابعة تنفيذ المشاريع المشتركة؛ لضمان تفعيل هذه المذكرة بين الطرفين على نحو مُرضٍ.

المادة الخامسة (الإعلانات العامة):

يقر الطرفان بمزايا الدعاية الإيجابية ولكنهما يدركان أنه لا يجوز لأي من الطرفين إصدار أي إعلان إعلامي أو بيان عام يتعلق بهذه المذكرة لم يتم الاتفاق عليه مسبقًا من قبل الطرف الآخر. ولا يجوز لأي طرف استخدام اسم الطرف الآخر لأي غرض، سواءً في ما يتعلق بالتصريحات الصحفية أو بأية إعلانات أو غيرها من أشكال الدعاية من غير موافقة كتابية من الطرف الآخر.

المادة السادسة (حقوق الملكية الفكرية):

- يحتفظ كل طرف بحقوق الملكية الفكرية والأدبية المتعلقة بالأعمال والمواد التي كان يمتلكها قبل التوقيع على هذه المذكرة.
- يكون استعمال حقوق الملكية الفكرية كُلِّها، من مثل: الاسم والشعار، الخاصة بأي من الطرفين خاضعاً لموافقة الطرف الذي يملكها خطياً، ويجوز للطرفين أن يُنظما هذا الاستخدام بتوقيع اتفاق منفصل بينهما لهذا الغرض.
- في حال كانت الملكية الفكرية قد نشأت نتيجة الأنشطة المتصلة بهذه المذكرة أو كانت ذات علاقة مباشرة بها، يتفق الطرفان حين ذلك على التفاوض حول شروط عادلة ومعقولة لاستخدام متطلبات تلك الملكية الفكرية وتملكها وترخيصها وإقرارها، بحيث تكون متناسبة مع المساهمة المحددة لكل طرف، ما لم يُتَّفَق بين الطرفين كتابياً على خلاف ذلك.

Article 7: Confidentiality of Information and Documents:

During the validity period of this Memorandum and after its termination, both Parties undertake to maintain the confidentiality of data, information, documents, and records exchanged between them. Neither Party shall use such data, information, documents, and records provided by the other Party for purposes other than those specified in this Memorandum without obtaining prior written consent from the other Party.

Disclosure of data, information, documents, and records shall not be considered a breach of the duty to maintain confidentiality if it is executed pursuant to a judicial order, government order, legal obligation, or if such data, information, documents, and records have become known and publicly available in a legitimate manner. However, the other Party shall be notified of such disclosure.

Article 8: Correspondence:

Notices and notifications related to this Memorandum shall be exchanged either by hand delivery against a receipt, official or registered mail, or by a method that ensures the confidentiality of the information to the specified address of each Party, or through the mutually exchanged email for this purpose.

Article 9: Financial Provisions:

The implementation of this Memorandum does not entail any financial obligations on either Party towards the other. In the event that agreements arising from its implementation result in financial obligations, the Parties shall agree on the manner of bearing these

المادة السابعة (سرية المعلومات والمستندات):

يلتزم الطرفان خلال مدة سرية هذه المذكرة وبعد إنهائها المحافظة على سرية البيانات والمعلومات والوثائق والمستندات المتبادلة بينهما، ولا يجوز لأي منهما استخدام تلك البيانات والمعلومات والوثائق والمستندات التي يُزودُ بها الطرف الآخر إلا لغايات المذكرة وأغراضها، وبغير ذلك يجب الرجوع إلى الطرف الآخر وأخذ موافقته الخطية المسبقة على هذا الاستخدام.

ولا يعدُّ الإفصاح عن البيانات والمعلومات والوثائق والمستندات إخلالاً بواجب المحافظة على السرية، إن تم ذلك تنفيذاً لحكم قضائي، أو أمر حكومي، أو التزام قانوني، أو لأنَّ هذه البيانات والمعلومات والوثائق والمستندات قد أصبحت معروفة ومتاحة في النطاق العام على نحو مشروع، على أن يتم إعلام الطرف الآخر بهذا الإفصاح.

المادة الثامنة (تبادل المراسلات):

يتم تبادل الإشعارات والإخطارات المتعلقة بهذه المذكرة إما عن طريق التسليم باليد مقابل إيصال أو بريد رسمي أو مسجل، أو بطريقة تضمن سرية المعلومات على العنوان المحدد لكل طرف، أو من خلال البريد الإلكتروني المتبادل لهذا الغرض.

المادة التاسعة (الأحكام المالية):

لا يترتب على تطبيق هذه المذكرة أية التزامات مالية لأي طرف تجاه الآخر، وفي حال انبثق عن تنفيذها اتفاقات تُرتبُ التزامات مالية فيجري الاتفاق بين الطرفين على كيفية تحمُّل

obligations, in accordance with the regulations and policies adopted by each Party.

Article 10: General Provisions:

-This Memorandum does not create any partnership, agency, or subsidiary relationship between the Parties.
-Neither Party shall assign this Memorandum to any third party or entity without the prior written consent of the other Party.

-Each Party retains its legal, regulatory, and financial independence.

-Each Party shall maintain appropriate records related to matters concerning this Memorandum.

-This Memorandum shall not preclude either Party from entering into similar memoranda or agreements with other entities or signing them.

Article 11: Amendment:

The provisions of this Memorandum may be amended by written agreement between the Parties.

Article 12: Dispute Settlement:

Any disputes arising between the Parties as a result of the implementation of this Memorandum shall be resolved amicably, based on cooperation and goodwill.

هذه الالتزامات، وفق اللوائح والأنظمة المعتمدة لدى كل منهما.

المادة العاشرة (أحكام عامة):

-لا تنشئ هذه المذكرة أية علاقة شراكة أو وكالة أو تبعية فيما بين الطرفين.
-لا يحق لأي طرف من طرفي هذه المذكرة التنازل عنها لأي طرف ثالث أو أي جهة أخرى دون موافقة خطية مسبقة من الطرف الآخر.

-يحتفظ كلٌّ من الطرفين باستقلاليتته من الناحية القانونية والتنظيمية والمالية.

-يحتفظ كلٌّ طرف بسجلات مناسبة تتعلق بالمسائل جميعها ذات الصلة بهذه المذكرة.

-لا تحول هذه المذكرة بين أيّ طرف وتوقيع مذكرات أو اتفاقيات مماثلة مع جهات أخرى.

المادة الحادي عشرة (التعديل):

يجوز تعديل بنود هذه المذكرة بموافقة كتابية من الطرفين.

المادة الثانية عشرة (تسوية الخلافات):

تُسَوَّى أيَّةُ خلافات تنشأ بين الطرفين نتيجة تنفيذ هذه المذكرة بشكل وديّ قائم على التعاون ومنبثق من حسن النوايا.

Article 13: Duration of the Memorandum:

The provisions of this Memorandum shall be effective for a period of three years from the date of its signing. The term of the Memorandum may be extended upon the agreement of the Parties. Either Party may terminate or choose not to renew the Memorandum by providing written notice of at least sixty (60) days in advance. Both Parties shall take necessary measures to ensure that termination or non-renewal does not interrupt ongoing joint projects and their implementation. The termination or non-renewal shall not affect the commitment of the Parties to the confidentiality of shared data, information, documents, and records.

Article 14: Copies and Effectiveness:

This Memorandum has been prepared in both English and Arabic, with two original copies signed by both Parties. In the event of a discrepancy or conflict between the texts, the English version shall prevail. Each Party shall receive a copy of this Memorandum, and its provisions shall become effective from the date of the final signature affixed below.

المادة الثالثة عشرة (مدة المذكرة):

تسري أحكام هذه المذكرة ثلاث سنوات، تبدأ من تاريخ توقيعها، وتُجدد بناءً على موافقة الطرفين ويجوز لأي من الطرفين إنهاؤها، بموجب إخطار كتابي مسبق مدته (60) يوماً على الأقل. يتعين على كلا الطرفين اتخاذ التدابير اللازمة لضمان أن الإنهاء أو عدم التجديد لا يؤدي إلى انقطاع المشاريع المشتركة الجارية وتنفيذها. ولا يؤثر الإنهاء أو عدم التجديد على التزام الطرفين بسرية البيانات والمعلومات والوثائق والمستندات المتبادلة.

المادة الرابعة عشرة (النسخ، والسريان):

حُرِّرت هذه المذكرة باللغتين العربية والإنجليزية من نسختين أصليتين موقعتين من الطرفين، وفي حال اختلاف أو تعارض النصين يسود النص المحرر باللغة الإنجليزية. يستلم كل طرف نسخة للعمل بموجبها، وتسري أحكامها من تاريخ التوقيع عليها.

Second Party:

Graduate School of Arts and Sciences
College of Arts and Sciences
The University of Tokyo
Represented by

Prof. Dr. MAFUNE Fumitaka
Dean

Date: _____

الطرف الثاني:

كلية الدراسات العليا للآداب والعلوم و كلية الآداب والعلوم في
جامعة طوكيو
ويمثلها في التوقيع عميد الكلية
سعادة الأستاذ دكتور فوميتاكا مافون

الطرف الأول:

جامعة محمد بن زايد للعلوم الإنسانية
ويمثلها في التوقيع

مدير الجامعة - سعادة الدكتور خليفة مبارك
الظاهري

التاريخ: _____

First Party:

Mohamed bin Zayed University for
Humanities
Represented by
H.E. Dr. Khalifa Mubarak Al Dhaheri
University Director